

2008(平成20)年度 法学既修者選考試験問題

# 憲 法

(90分、総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

## 注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は2問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

次の(1)～(3)の各問に答えなさい。(40点)

(1) 国会が「国権の最高機関」(憲法41条)であることの意味については複数の学説がある。このうち2つの学説をあげて、それぞれの内容を紹介しなさい。

(10点)

(2) 最高裁判例によると、国家公務員の政治的行為を禁止し刑事罰を科す国家公務員法及び人事院規則14-7の規定は憲法21条に違反しない。最高裁はどのような理由で合憲としているか、紹介しなさい。

(10点)

(3) 独立行政委員会とはどのようなものか、独立行政委員会は憲法のどの条文との関係で合憲性が議論されてきたか説明するとともに、合憲であるとする考え方を1つ紹介しなさい。

(20点)

## 第2問

A町は、農村部の多い人口1万5千人余の町である。A町の住民のなかには、地域の将来の発展や地方公共団体を取り巻く財政事情を理由として、隣にあるB市との合併を図るべきであるとする意見があった。他方で、A町の伝統や独自性を重視してB市との合併に消極的な姿勢を示す意見も根強く存在した。そのため、町議会においても合併に関する議論はなかなか進展しなかった。

そこで、A町の町長は、B市との合併について住民投票により住民の意思を明らかにすることが議論の進展に資すると考え、町議会に「A町の合併についての意思を問う住民投票条例案」を提案し、町議会もこれを可決した(以下、「本件条例」という。)。本件条例によれば、住民投票の投票権を有するのは、「年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上A町の住民基本台帳に記録されている者」である。本件条例は、「町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」と定めているが、これは投票の結果に法的拘束力があるという意味ではないと解されている。

Xは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の定める「特別永住者」であり、出生から現在までの50年間一貫してA町で暮らし、飲食店を営んできた。Xは、本件条例によればXのような「特別永住者」も、また、「出入国管理及び難民認定法」別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者(以下、「永住者」という。)も投票権を有しないことに疑問を感じ、他の地方公共団体における住民投票の例を調べてみた。すると、合併について問う住民投票はもちろんのこと、その他の事項に関する住民投票においても、「特別永住者」と「永住者」に投票権を認める例があることがわかった。Xは、「特別永住者」と「永住者」に投票権を認めない本件条例は憲法違反であると考えている。

以上を前提にして、「特別永住者」と「永住者」に投票権を認めない本件条例が憲法に違反するか否かについて、論じなさい。結論に至るまでの過程のなかで、あなたの見解と異なる見解にも言及すること。

(60点)

以上

